

奈良県社会教育センター研修施設（研修棟）の指定管理者の指定について

12月定例県議会において議決されたことを受けて、奈良県社会教育センター研修施設（研修棟）の指定管理者を次のとおり指定し、その旨を相手方に通知するとともに教育委員会告示してよろしいか。

奈良県社会教育センター研修施設（研修棟）

- (1) 指定の相手方 橿原市醍醐町296番地の1
 アスカ美装株式会社
 代表取締役 森 脇 信 之

- (2) 指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

案

奈良県教育委員会指令教人第 号

橿原市醍醐町 296 番地の 1

アスカ美装株式会社

代表取締役 森 脇 信 之 殿

平成 24 年 8 月 23 日付けで申請のありました奈良県社会教育センター研修施設研修棟の指定管理者の指定については、奈良県社会教育センター条例（昭和 58 年 3 月奈良県条例第 15 号）第 8 条第 4 項の規定により、下記のとおり貴殿を奈良県社会教育センター研修施設研修棟の指定管理者に指定します。

記

指定の期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

平成 25 年 1 月 日

奈良県教育委員会

案

奈良県教育委員会告示第 号

奈良県社会教育センター条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十五号）第八条第四項の規定により、奈良県社会教育センター研修施設（研修棟）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十五年 月 日

奈良県教育委員会委員長 松村 佳子

一 指定管理者となる団体

檀原市醍醐町二九六番地の一

アスカ美装株式会社 代表取締役 森脇 信之

二 指定の期間

平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで